

【本日の目次】

1.新着情報

- ◆「女性のための資産運用の基礎講座～知識ゼロの私にもできる！～」開催のご案内

2.市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

3.マーケットニュース

4.セミナー情報

5.コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====

※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 5.コラムを抜粋しております。

=====

◆証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No.162

◆ 最近の取引調査に基づく勧告について ◆

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」といいます。）は、取引調査の結果に基づいて、以下の事案について課徴金納付命令勧告を行いました。

・H28.7.12 ピクセラ株ほか２銘柄に係るインサイダー取引（（１）契約締結交渉者の社員によるインサイダー取引、（２）契約締結交渉者の役員が知人に

対して利益を得させる目的で重要事実を伝達し、伝達を受けた者が公表前に取引)

(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160712-1.htm)

【事案の概要】

本件は、

- (1) (株)ピクセラ(以下「ピクセラ社」という。)との間で新株及び新株予約権引受契約に関する締結交渉を行っていた Oak キャピタル(株)の社員が、その職務に関して知った、未公表の重要事実に基づいて、当該重要事実公表の前に、ピクセラ社の株式を買い付け、また、ほか2銘柄においても同様に未公表の重要事実に基づいて、当該重要事実公表の前に、買い付けたという事案と、
- (2) ピクセラ社との間でフィナンシャルアドバイザー契約の締結交渉を行っていた(株)ユークリッドキャピタル(以下「ユークリッド社」という。)の役員が、同契約の締結交渉に関して知った、未公表の重要事実を二人の知人に利益を得させる目的で伝達し、当該重要事実の伝達を受けた知人らが、重要事実公表の前に、ピクセラ社の株式を買い付けたという事案の、

二つの事案で構成されています。

(2)の事案について、

- (a) 当該重要事実が公表される前に、ユークリッド社役員から伝達された重要事実に基づいてピクセラ社の株式の買い付けを行った知人らの行為は、金商法166条3項前段(第一次情報受領者の禁止行為)に、
- (b) 当該役員が行った未公表の重要事実の伝達行為は、同法167条の2第1項(未公表の重要事実を利益を得させる目的で伝達することの禁止)に、

それぞれ該当します。

なお、当該役員と二人の知人との関係は、一人は高校時代の同級生で友人関係にあり、もう一人は当該役員と親族関係にあるものでした。

【事案の特色等】

本件のうち、第一次情報受領者によるインサイダー取引は、情報伝達行為がなければ行われることがなかったのですから、情報受領者によるインサイダー取引を防止するためには、不正な情報伝達行為を排除することが重要となります。そうした観点から、情報伝達行為に関する規制が、金融商品取引法の平成

25 年改正により導入され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されたところです。

これまでに、証券監視委が情報伝達規制違反で課徴金勧告を行った事案は 3 件あり、本件で 4 件目となりますが、本件の課徴金額 562 万円は、情報伝達規制違反に係る課徴金額としては過去最高となります。

本件の情報伝達者は、自らはインサイダー取引を行っておらず、売買差益を得ていないことからすると、当該課徴金額はインパクトがあるものといえます。

本件が広く周知されることにより、インサイダー取引の抑止効果が発揮されることを期待しています。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>